

令和5年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(10日目)

令和5年3月8日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君
副 町 長 山口真君

| | |
|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 室 秀 典 君 |
| 消 防 長 | 坪 田 満 君 |
| 総 務 課 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 契 約 管 財 課 長 | 竹 澤 隆 一 君 |
| 防 災 安 全 課 長 | 吉 田 仁 君 |
| 財 政 課 長 | 森 近 秀 之 君 |
| 総 合 政 策 課 長 | 清 水 智 昭 君 |
| 住 民 税 務 課 長 | 原 武 史 君 |
| 会 計 課 長 補 佐 | 上 杉 知 子 君 |
| 福 祉 保 健 課 長 | 木 村 勇 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 島 田 通 正 君 |
| 農 林 課 長 | 黒 川 浩 徳 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 江 守 直 美 君 |
| 建 設 課 参 事 | 田 辺 毅 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 朝 日 清 智 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 多 田 和 憲 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 清 水 和 仁 君 |

6 会議のために出席した事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 坂 下 和 夫 君 |
| 書 記 | 酒 井 春 美 君 |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに10日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

2番、長岡君の質問を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 皆さん、おはようございます。2番、長岡千恵子です。

皆さんは今日、さぞかし健やかなお気持ちでお目覚めいただいて、お席に座っていただいていることと思います。一般質問3日目ともなりますと、昨日、おとといの質問の内容とかいろいろ考えますと、今日質問する私は、緊張と、どうしたらいいのかなという思いと、それが相重なりまして昨晚は一睡も眠れないような小心な私が残念でありませんが、せっかくのチャンスですので、ここで気合を入れて一発頑張ろうという思いで今日はやってきましたので、どうぞ最後まで誠意あるご回答をよろしくお願ひしたいと思ひます。

始める前に、もう一つ皆さんにお願ひしたいと思ひます。通告してある順番を少し変えて、2つ目、3つ目、それから最初の質問というふうにさせていただきたいと思ひますので、タブレットでご覧になったりしている方は、すみません、その順番で行きますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1つ目の質問ということでえい坊館の活用をから始めさせていただきたいと思ひます。

えい坊館、出来上がって竣工した当時といいますのは、1階に喫茶エリア、昼

食の時間だけではなく、開館している間の時間帯には、地域の方をはじめ多くの町民の方が憩いのひとときを求めて来館があったという記憶をしております。

えい坊館の現状を見て、担当課及び町長はどういうふうに感じられるのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） えい坊館の状況ということで、ちょっとお話、ご説明させていただきます。

えい坊館の利用人数でございますけれども、平成29年度から3万1,774人、平成30年度3万3,556人、令和元年度2万9,499人、令和2年度1万4,895人、令和3年度1万4,101人というふうな状況でございます。令和2年度以降は、コロナの影響で休館したこともあり、減少が続いているというふうな状況でございます。

オープン当初は、発酵をテーマに麹ドリンクや、永平寺の典座老師にご教授いただきました「おかゆ」のメニュー、また地酒飲み比べやビアホール、フリーマーケット、縁日広場などのイベントを開催いたしまして地域の魅力発信、にぎわいを創出して、ある程度イベントも成功してきたのではないかとというふうに思っております。これもコロナの影響で令和2年以降はちょっと休んで一服感も見られますが、前半におきましてはそれなりに取り組んできたのではないかとというふうに思っております。

飲食スペースでございますけれども、こちらのほうは、人件費、食材費に対する収益との費用対効果で、バランスが取れないということで議会のほうからもいろいろご提言をいただきました。令和3年度からは見直しのために休止しておりますけれども、今現在、やはりコロナ禍で施設利用もなかなか見込めないというふうな状況が続いておりますので、引き続き休止という対応を取らせていただいております。

令和5年度につきましては、毎月第3日曜日のフリーマーケットや、地酒バーなどの実施予定がございます。そこで飲食スペースの活用も図りながら、管理体制も含めた今後の最適な活用方法を検討しながら進めたいということで、今、物産協会と準備を進めているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは長岡議員も経緯はよくお分かりだと思います。飲食スペースをやっている中でなかなかその費用対効果、これは長岡議員もそのときい

ろいろ指摘をされましたし、また決算委員会の中でも決算委員会の意見ということでしっかりとそこは見直すようにという、また私たちもそういった認識を持ちながらしました。

ただ、やっぱりしっかり利用していこうということでプロポーザルとかいろいろ利活用の提案をしていただくとかありましたが、何か土壇場になってキャンセルになったとか、これも長岡議員も覚えていると思います。町として、やはりあそこの飲食スペース、何か有効に使っていききたいなという思いはある中で、今、観光物産協会からもいろいろなこういったご提案もいただいておりますし、また、この前地域おこし協力隊の方が来られたときも、これは実現できるかどうか分かりませんが、そういったスペースを使って何かできないかとか、そういったお話もさせていただいております。

もう一つは、これは楠議員の昨日の質問の中でもありましたが、やはりここを受けてくれる方を、これからしっかり探していくということも、大切だなというふうに思っていますので、引き続き、ここの利活用に関しましてはしっかりと有効に活用できるように、またいろいろ関係者の皆さんとお話をしながら進めたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 2つ目に聞こうと思いましたが、今、貸館として使っているわけですけれども、貸館としての年間稼働率も、課長お答えいただいたので改めてもう一度、その貸館状態になった現状について、稼働について教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 先ほど申し上げましたのはえい坊館の利用ですので、次にお答えいたしますのはえい坊館の貸館部分としての人数を申し上げます。

貸館の利用人数でございますが、平成29年度は6,988人、30年度8,856人、令和元年度6,000人、令和2年度2,410人、令和3年度2,243人、令和4年度、1月末時点でございますが2,919人というふうな状況で利用者はコロナで落ち込みまして、えい坊館もちょっと閉館にした期間もございます。閉めてしまった期間もございます。そういうところを加味しますと、少しずつ今また利用者は戻り傾向にあるのではないかというふうには感じております。

利用内容でございますが、公民館のような講座もございますけれども、どちら

かという私的な講座、習い事のような講座、民間のそういうふうな講座で使っていたいき、講習会、団体の総会、さらには同窓会や個人的な集まりなどにおいて、町内外にわたりまして事業者、若者、友人同士、個人同士の集まり等で多種多様に幅広くご利用いただいているというふうに感じております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） こうやって見ますと確かにね、その開館当時から見ますと貸館としての利用者も年々減ってはきていますけれども、コロナ禍であってもやっぱり2,000人余りの方が利用されているということは、今ならまだ間に合う、チャンスがあるかなと私は考えているわけですが、その利用者がある間に1階のフードコート、要するに喫茶室のところを再開すれば、特段広報しなくても口コミで町内の皆さんには伝わっていくというふうと考えられます。

今後ますます、団塊の世代の方が後期高齢者となっていくわけですので、高齢者がおのずと増えていくというのは当たり前ですよね。そういった方々が気軽に集える憩いの場や、コミュニケーションの場としての居場所提供というのが今後、えい坊館だけではなくて、町内至るところに必要になってくるというふうにも考えられます。お昼の時間帯は高齢者向けに、また夜の時間になれば若者の出会いの場としての、フードコートの再開を望むという町民の声が、松岡地区だけではなく、上志比地区や永平寺地区からも多く聞こえています。

現在のえい坊館の状況を見ても、管理状態を見ていると、えい坊館の時計が12時でかなり長い間止まっているというのをご存じでしょうか。これでは、時計の管理すらできないのであれば、建物の管理ができたり運営ができたりできるはずがないじゃないですかね。管理委託業者がフードコートを再開することで採算が合わないというのであれば、えい坊館の管理委託も含めて、先ほど町長がおっしゃっていましたが、ほかの業者に委託するということが検討が必要なのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） すみません。時計のほうはちょっと管理不足というところもありましたが、今早急に対応ということで対処しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それと、えい坊館の活用でございますが、町外からのご利用もいただき町の魅力に触れていただく施設という一面もございまして、議員がおっしゃりますとお

り、町民の方の憩いの場、交流の場、最近は若い方、ワカマチグループの方にも積極的に使っていただくなど、いろいろな町民の方にも使っていただく施設として、今後利用促進を図っていくというふうに考えております。

令和5年度の施設運営管理におきましては、物産協会の業務委託のほかにも、町のほうでも会計年度任用職員を1名雇用しまして、町もしっかりと責任を持って対応できるようにというふうな体制を取っております。

飲食スペースの再開、運営につきましては引き続き検討していきたいというふうに思っておりますが、今議員さんもおっしゃられましたとおり、ご利用される方のご意見、町民の方のご意見にしっかり耳を傾けながら、利用促進については工夫を凝らして最適な施設の運営という体制を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 検討していただけるのは非常に大切なことだと思います。

でも時間がかかり過ぎています。既にあそこを閉めてどれだけの月日がたったかということを考えていただくと、もう考えている暇はないのではないですか。どちらかという早急に再開することのほうが肝要ではないですか。せっかく、昨日の質問にありましたけれども、若い人たちがグループをつくってそれで団体化して話合いをしている、寄り集まっているということがあれば、その人たちがやっぱり集まって話しする場所、それから出会いがないというのだったら、そこに若い人を募って出会いの場をつくること、これは早急にやらないといけないことですよね。そんな考えている暇はないです。即刻決断していただけたらというふうに思っております。

それに、まして、先ほども申し上げたように、高齢者がどんどん増えてくるわけです。ここ多分三、四年はかなりの勢いで後期高齢者が増えるということは、私よりも皆さんのほうがご承知のとおりだと思います。一生懸命福祉保健課が頑張って、健康寿命を延ばそうとして努力されても、集まって話しする場所さえないのであれば、それはちょっとどうなのかなって。そんなにお金かかるわけでもないのに、お金は高齢者の方が持ってコーヒー飲んだりご飯を食べたりするわけですから、その採算さえ合えばいいわけですよ。そこを考えて再開ということをやっていたらというふうに思っております。

何せ認知症予防には、やはり人と人とが交流すること、話をすること、笑うこ

と、これが一番だと私は思っておりますので、ぜひともやっていただきたいし、若い人には出会いがない、出会いがないから結婚に結びつかないのです。よく聞きますけれども、そういう場を私たち大人が若い人たちに提供していますか。恐らく昔ながらのおせっかいな仲人のお婆さんはもう今はいませんから、そういう場が持ててない若者がたくさんいらっしゃると思います。なら町でその場をつくる、これも一つの定住と、それから子どもを増やそうという案になっていくと思いますよね。商工観光課だから関係ないのでなくて、全てつながっているわけです。そこのところをしっかりと考えてのフードコートの再開を、早急をお願いしたいというふうに思っております。

ご所見があればお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 議員さんがおっしゃいましたご意見、町民のご意見ということで、また広くその他の意見も取り入れまして、しっかり結果出せるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 福祉の観点とかいろいろな観点でも、検討していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 期待申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

で、管理委託に対しましても、既存のところだけでなく広く考えていただきまして、町の意向に合ったところでの委託を、ぜひ見極めていただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきたいと思っております。

2つ目ですけれども、将来的に自動走行はどうするのかという質問をさせていただきました。

自動走行について、令和5年の事業内容、どこが推進していくのか。事業予算は町が負担するのですか、また国の事業なのですか。せんだって岸田総理が視察にお見えになったということから考えると、国の事業なのかなとは思いますがけれども、国の事業ならば半永久的に継続するのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 令和5年度の自動運転の事業につきまして、1月20日の全員協議会においてご説明させていただいたとおり、町としては事業予算

を持たず、まちづくり会社ZENコネク트가国などの事業を受託しつつ運用してまいります。

先月、岸田総理が視察に見られましたが、自動運転レベル4に向けた実証は国の事業となっております。まちづくり会社が運行管理を受託しまして、実施してまいります。町は、参ろ一どの提供、あとMa a S事業で得た情報の提供、あと自動運転レベル4の視察対応などの支援を行ってまいります。また、新たにこの参ろ一どを活用して実証する民間企業があれば、参ろ一ど活用について協力してまいりたいというふうに思っております。

国の事業がいつまで継続されるかということについてですが、今現在公開されています国の計画では、2025年度——3年後ですね——までが区切りの年度というふうになってございます。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 国が3年後まで関わっていただけるのであれば、3年後までは何とかそのままだでもやっていけるのかな、というふうに思いたいですが、それはちょっと後の話にさせていただきます。

志比南地区という地区を考えますと、志比南地区はもう既に近助タクシーが地域住民の足として活動を開始しています。自動走行車が地域住民の足、実用化というのは現時点ではちょっと考えにくい、というのが私の考えですが、それが誤解だとおっしゃるのでしたら誤解と示していただければ結構です。

国の実験事業が終了した後、自動走行車はどうなるのですかね。町はどうしようと考えているのか、3年後のことをお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 何度も申し上げますが、自動運転、実用化2年しました。その間、その後に近助タクシーが生まれましたので、そもそもやっぱり地域の皆さんの足をどうやって生かすかという中で進めた事業です。近助タクシーが生まれましたので、今年度は、来年度の予算見ていただければ、予算を持っておりませんので、その辺はご理解をお願いしたいなと思います。近助タクシーに切り替わったということでもいいと思います。

あと、ただ、引き続きこの永平寺町で行われた、国が行ってきた実験、4月から法律が変わってさらに3年間、まちづくり会社がまちづくり会社のお金、これに対しては町からは補助金とかそういったものはありません。そんな中で運用をしていく、国と連携を取りながらその会社としてのノウハウ、これまで積み上げ

てきたノウハウを生かしていくということですので、これまでとはちょっと運営方法が変わりまして、国の実験をまちづくり会社が委託を受けて、サポートをしていくということになりますので、これは何度も申し上げます。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） あと、町の方向性としてどうかということで、今現在使用しております車両、システム、これ全て国の所有となります。今後につきましては、また国と協議して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 町の自動走行に関する関わりというのにつきましては、今のご答弁からおおよそ推測ができます。国はこの実験、どこまで進んでいるのかなという思いはしております。また、いつまで続くのかなというのは、今ほどの3年でというのが分かりましたのでいいのですけれども、恐らく町民の皆さんというのは、今までの流れの中で初めて、あと3年だとお分かりいただいたのではないかというふうに思っております。

さきに述べましたように、自動走行が実用化して地域住民の足と思っている方は少ないというふうに思っておりますが、それなら実験に使った施設や車両、国のものなのでどうなるか分からない、ということですが、国だって使い古しの車を引き揚げても、どうにもならないじゃないかなというふうなことは、推測がつきますので、それを有効に活用するというをお考えでしょうか。活用案があれば教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この3年間、町は実用化からは離れますが、まちづくり会社が独自である2キロ区間は走らせると思います。それを毎回走らせるのかどうかはまちづくり会社の判断になると思いますが。

観光に生かすとかいろいろな面で運行されるのかなと思います。3年というのは、国が次の目標年度を3年に定めた。やはり最先端のこの技術に対しましては、総理が来ていただいたというお話もありますが、やはりちょっと日本国内では永平寺町がトップランナーという位置づけにもなっていますので3年間続く。その後の3年間は、その3年の状況を見て、また国がどういうふうな計画を立てていくかというのは、話し合われるのかなというのも思っています。

その実用化の部分でまちづくり会社と国との、これからこの機械に対しまして

もお話になると思います。町がこの機械を所有するとかそういったことは、今のところは町としては考えていませんが、ひょっとしたらまちづくり会社がこの機械を所有するかもしれません。ただ、国の所有ですので、国の資産、国の予算で買われていますので、ほかの団体、ほかの自治体にその資産を移譲するということは簡単ではございません。その入札方式とかいろいろあるようですが、それはまた国の判断になるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 取りあえずはまちづくり会社が自動走行の運行を継続するというふうに考えればいいのかなど、今お話を伺っていて思いました。

自動走行車ですけれども、それが楽しくて毎週乗りに来るお子さんが、町外のお子さんですけど、いらっしゃるということを知っています。そういう方がいるのであれば、地域住民の足としては活用できなくても、来年、新幹線開業しますよね。それをうまく利用して、新幹線を利用して町内に来られる観光客を対象にしてはどうかというふうに考えます。JR、それからえちぜん鉄道と自動走行、タグを組んで自動走行を体験していただくような企画、というのを提案してもいいじゃないかなと、思っています。

ちまたの観光地では、その乗り物に乗らないと目的を果たせないというような観光地もたくさんありますし、そのほかにも、例えば、もう今は実用として走っていないとか、SLの体験乗車だとか、あるいは馬車に乗るとか、いろいろその体験みたいなこと、そこに行かないとできないということ、そういう企画をやってらっしゃるところがかなりあります。そういう意味では、自動走行という未来的な乗り物と、幻想的な世界的に有名な禅の体験、これ組み合わせることって時間の流れと動と静を組み合わせたすごく面白い企画ですよ。そういったことを組み合わせることによって、売れる自動走行、もうけることのできる自動走行というふうにも考えられると思います。観光客が対象となれば、当然ですけど、その運賃も100円、200円、安ければ安いほど価値が下がってしまいます。もっと高い料金で運行すればいいわけです。それだけの体験価値というのがあるはず。そこら辺を考えて運行するというのも一つの方法だと思います。

今は、宗教に対して崇拝する人というのはあまりいなくなっています。お寺がお寺がおっしゃる方はどんどん少なくなっています。その人たちを永平寺本山に呼ぶにはどうしたらいいか。新しいもの、体験するもの、そして短い時間で禅を体験できれば、そんなに充実した内容というのはなかなかないように思います。

今、開業に向けていろんなところで、商工観光課さんはアピールをしてらっしゃると思いますけれども、実際にこの新幹線開業に向けて、どうですかね、それなりのライセンスとスキルと、それからキャリアを持った方、いらっしゃるのですか。いなければ呼んで来てでもやらないと、100年に1回のチャンス、逃してしまいますよ。そう心配しているのは私だけではないと思います。みんなの力を削って、どこの市町も何とか物にしようと考えていますから、ぜひともそこら辺考えていただけたらというふうに思っています。

ご所見があればお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この自動運転、コロナになる前のゴールデンウィークに走らせたとき700人のお客さんが乗っていただいて、そして議会のほうからもやっぱり観光に生かそうという声もいただいて、実は商工観光課、どういうふうに観光に生かしていくかと入っていった矢先にコロナになって、なかなか観光でこの実用化の中でも。実は実用化やっていた時期はコロナの時期に重なってしまっていて、観光で生かすことができなかったというのも現実です。

ただ、まちづくり会社の皆さんはそのときの運営もしておりますので、またこれを観光客の多い時期に集中して走らせ、まちづくり会社も収益を上げたいと思うと思っています。町からの支援はその辺にありませんので、しっかり収益を上げていきたいと思っていますので、またそういったことで活用できるかというのもあります。

もう一方、町としては自動運転の予算を持っていませんが、例えば観光のイベントの中でこれを生かすとか、そういったところはどんどんやっぱり支援をしていきたいなというふうな思いもありますので、観光に生かしていくということも一つの大きな素材になるかなというふうには思っています。

それと、今、ほかの市町、いろいろな観光についてのそういう進め方のお話もありましたが、これまで永平寺町もどちらかというと門前の開発とか、いろんな先手を打って、先々に打って、今ようやく民間の皆さんが大きく投資をし出し動き出してきている。やはりここを目標にずっと進めてきています。また、ここまで来ますと、町単独というのももちろん大事ですが、やっぱり近隣市町との連携、そして他県との連携、こういったことも大事になってきて、その連携をしっかり取らせていただいておりますので、今年が開業に向けての集大成の年でもありますけど、開業してから先のこと、そこもしっかりと見据えていろいろ他市

町、県等も含めて協議をしていっているところですので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 町長もちよっとおっしゃっていただきましたけれども、大きな投資は町のほうは結構進んでやってきておりますけれども、昨日も一般質問の中でもお答えさせていただいたとおり、あと細かいところ、いろんなところをつなぐとか、あと体験コンテンツとか、ちょっとそういうところをまだ仕掛けている途中ですので、そちらのほうは行政がというよりは、やはり民間の方、行政もいろいろお手伝いはさせていただいておりますけれども、事業者さんの主体的なそういう取組などを町も応援しながら、大本山永平寺を拠点として、もう少しいろんなところを巡っていただく、いろんなところと結びつけられて、永平寺町の魅力が全体的にもっと底上げできるような、そういうふうなことをしっかり行政としても応援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 各市町と連携することも大切です。大切ですが、独自性を出すことも大切です。それが選ばれるということですから、これを覚えておいてほしいと思います。選んでもらいたいことですから。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 門前の開発、また禅の発信、SHOJIN、これ町の独自性を早い段階から出してきているということも、そしていよいよここに民間の方も今から加わって進めていくということをやっていますので、その辺はご理解をよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、今おっしゃられたとおり、近隣市町と他県に任せるのではなしに、引き続きこの禅とか九頭竜川とかこういった発信にもしっかりと努めていきたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 町長の意気込みよく分かりましたので、期待しておりますので、この100年に1回の新幹線開業のチャンス、必ず永平寺町にとって有益な事業になることを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の3つ目の質問にと移らせていただきたいと思います。

3つ目の最後の質問ですけれども、昨年暮れだったと思ひますけれども、県は不登校特例校の設置というのを検討している、というニュースを見ました。それを見まして、本町は一体どうなっている、のかなということで質問させていた

だこうと思っております。

まず、不登校特例校といっても、昨日ちょっと教育長おっしゃっていましたが、けれども、まだまだ聞き慣れない言葉だと思いますので、不登校特例校というのはどういう学校なのか、ということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） では、お答えさせていただきます。

不登校の状態、つまり通算して30日以上欠席の児童生徒を対象とするということになります。そして生徒の実態に配慮した教育課程ということで、そういう学校でございます。

しかし、今議員もおっしゃったように、県としては、フリースクールとか県外のいろいろな視察をしながら、検討をしているというふうな、2月の県の教育長会、検討はしているけどなかなか問題も多いなというふうなことを、県の教育長は言われていました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 県が不登校特例校を設置しようとする背景、何かがあったからそれが必要だというふうにお考えになってらっしゃるのだと思うので、その背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） これは新聞報道でも議員ご理解しているのではないかと思うのですが、このコロナ禍で、やはり子どもたちもその規制なんかで疲弊していますよね。一番、やはり学校の楽しいというのは、人と人とのつながり、それから会話ですよね。そういうものが規制されているということで、それから中学校では部活動も規制されていました。そういう状況の中で、やはり子どもたちは学校での楽しみが失われたというようなことも含めて、不登校児童が増加しているということで、対応を考えているというふうなことだと思います。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） この質問をさせていただくに当たりまして、私も、力及ばずのところはありますが、若干調べさせていただきました。

令和3年度、県内の小中学校と高校で学校を30日以上欠席している、不登校という扱いになった児童生徒が、福井県全体で1,401名いるそうです。過去10年間で最も多くなったというふうに書かれておりました。ちなみに、令和4

年度の県内の小学生の数は3万8,444人、中学生は2万942人。残念ながら高校生の資料がなかったので、高校は3年間ということと、ほぼ100%に近い中学生が高校へ進学していることから推測しますと、中学生と同等数の2万1,000人という高校生がいるというふうに考えられます。合計すると8万人の児童生徒ということになります。この8万人に対して、不登校の生徒ということ、率にしますと1.7%が不登校ということになります。

本町にも不登校の子どもたちはいると思っておりますけど、不登校の児童の数については公表されていませんので、臆測数で話を進めさせていただきますけれども、町内の小学生865人、中学生480人、高校生も、推測ですけど中学生と同じ480人、合計で1,820人の児童生徒がいるということになります。これの1.7%で計算すると、本町における不登校の児童生徒数というのは30人という推測がされてきます。

こういうことを踏まえて、県も積極的に取り組まないといけないのかなというふうに考えたのかもしれませんが、不登校児童生徒の数から考えますと、それで本当にいいのかな、不登校特例校でいいのかなという思いもします。確かにコロナ禍の中で学校の楽しさが分からなくて、学校に行けない子もいるかも分かりませんが、やっぱり学校の環境を変えてあげないと、学校に行けない子もいるのではないかと思います。この特例校というのは授業のカリキュラムを変えての話になりますから、通う学校は同じですよ。同じ学校へ行くことになりますよね。学校へ行けない、行けてない子に、同じ学校に行ってカリキュラムを変えても、果たして行けるのかなと思いますし、学校へは行けて保健室で授業を受けていたり、あるいは別室で授業を受けたりするお子さん、そういった児童には、カリキュラムを変えることで学校が楽しくなるということも考えられます。

そういうことを踏まえて、不登校特例校と、それから話題にのっています小規模特認校、これの違いがありますから、違いについて理解できるような説明をしていただけたらと思いますが、お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） この不登校特例校というのは一つの学校です。不登校の児童が行く学校です。そういう学校をつくらうとしています。そういうことでご理解ください。

ですから、今の質問に関しましてはこういうことになります。

不登校特例校というのは、年間30日以上欠席の児童生徒が行く学校です。

それから、特認校につきましては、昨日も説明をさせていただきました。簡単に言えば、少人数の学校で、一定の条件の下で他の、町内対象というふうなことでお話しさせていただきますけど、町内対象の児童生徒が自由に通学できる学校ということになります。

ただし、昨日もお話ししましたが、これには条件があります。条件が。1つは、学校の教育方針。やっぱりいろんなカリキュラムを組むと思いますから、そういうふうな教育方針をしっかりと理解すると、保護者の方に。それから2つ目に、通学については保護者が責任を持って行う。これも昨日、町外の方もということを行いましたけど、なかなかそれは保護者の方の負担もあると思いますので。それから3つ目に、保護者が学校行事やPTA活動、これには、やっぱり人数少ないですので、協力し、必ず参加するというふうなこともありますね。それから最後に、特認校の学校区の中学校に進学するというふうな、そういう4つの条件がついているという学校でございます。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） お調べいただいたことなので、間違いはないと思います。

私のほうが間違っているのかもしれませんが、私は、不登校特例校というのは、新しく学校を新設するのではなくて、カリキュラムを変えるというふうに解釈しましたので、今のような発言をさせていただきました。カリキュラムを変えるだけでは駄目だよ、という思いがあったからそう発言させていただいたわけですけども、教育長のおっしゃることが正当であれば、新しい学校をつくるということであれば、もちろん子どもたちの環境が変わりますので、それはそれでいい、それを選ばれるというのも選択の一つかというふうに思います。

そんな中で、ちょっと不登校特例校を調べましたら、令和4年4月の時点で全国に21校あるそうです。既に設置されているそうです。ただし、北陸3県にはまだ一校もありません。富山県富山市が令和5年度以降設置に向けた具体的な検討をすると、していきたいというふうなことを表明しているというふうに聞いております。

これに対して小規模特認校は、今教育長がおっしゃったように、全校生徒数が100人以下の学校で行われている制度であって、校区を外して広域的に通学できる。自然環境に恵まれた立地にあり少人数であるため、児童生徒一人一人の個に合わせた教育が可能となる。校区外の児童に対しては公募をしている、というふうなことが書かれてありました。

本町にも不登校の児童生徒が存在しているということは、私のみならず皆、ほとんどの方がご存じのことだというふうに思っております。本町の不登校の児童生徒にとって、どういう学校が適切というふうにお考えになっているのでしょうか。また、その子たちに対してどういう対応をしていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） まず、ちょっと誤解されているところがありますので、特認校というのは不登校の生徒というふうな意味合いではございませんので、そこをちょっと誤解されているのではないかと思います。

それから、この特認校のことを本当にたくさんの議員さんから質問を受けていますけど、この特認校ということを私に紹介していただきましたので、これ県の担当、それからいろんな関係の学識経験者なんかにも、いろいろ相談をさせてもらっています。それで、やはり永平寺町の実態ではなかなか効果上がりませんよと、目立つところに達しませんよと、生徒を増やすというふうな状況は明らかに難しいですよ、というふうなことをアドバイス受けまして、そして議員さん方には分かりやすく僕、児童数が何人とかそういうふうなことを含めて、説明させていただいているというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○町長（河合永充君） 特例じゃなくて、特認校の話をされています。

○教育長（室 秀典君） そうですか。すみません。私、ちょっと勘違いしてましたので、失礼しました。

それで、不登校に関して本町はどのような対応をしているかというふうなことの質問はありましたですね。——はい。

そのことについては、以前も不登校児童の対応として、現在、町内では公共施設を利用して、希望者に対して町採用の学習支援員を派遣し、個別指導を行っています。実際に昨年9月ぐらいから1人、公共施設を使って個別指導を週3回やっています、その生徒は3月の中旬からちょっと、やはり学校にチャレンジしようというふうな気持ちが湧いてきたそうです。それで環境を変えたいというので学校を変えて、町内ですけど、体験入学をしたいということで、それでなじんだらそこに転校ということで、そういうふうにある程度その実績というのが少しずつ現れてきていますので、過去にもそういう例が2件ほどありました。したがって、そういう今の対応を継続していきたいと思っています。

なお、不登校児童も、もう全欠ではなしに積極的に学校に来ようという気持ち

がありますので、来た段階では個別指導、つまり学習指導です。中学校には学校教育支援員というのを配置しています。これは、中学校は特別に生活支援でなしに、教員の免許を持った学習支援員を配置しています。登校したら学習指導も個別指導もしっかりやるという体制も整えていますし、あと、悩み相談、心のパートナーとかスクールカウンセラー、それからソーシャルワーカーとかで相談活動も積極的に行っているという現状です。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 不登校の子どもたち、一日も早く学校に行かれるようになるといいなという思いで聞いておりました。

不登校の子どもたちだけではなくて、今、本町では小中学校の再編について検討されているということは、町民の皆様ももう既にご承知のことというふうに思っております。再編計画につきましては、志比北小学校区で、保護者を対象としての意見交換会が2回、それから地域住民を対象にしての意見交換会が3回開催されております。町の説明では、保護者、地域の皆様のご意見を尊重して柔軟に対応するとおっしゃっていました。

ところが、その説明の中に、教育長のお考えからでいくと、小規模特認校は該当しない、理がないということで説明をされなかったのかもしれませんが、選択肢の一つとして小規模校が存続できる、選択肢ということを考えますと、やはりこの説明は必要ではなかったかなというふうに思います。あまりにも統合のみの説明でしたので、統合案の押しつけというふうに解釈されても仕方ないというふうに思いましたし、私もそう解釈しました。

そんな中で町長は柔軟に対応するというお話をされていましたが、この小規模特認校や、統合をしない、統合を廃止するということも含めて柔軟にお考えでしょうか。そのところをお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 先日来何度も申し上げておりますが、方針案につきましては、議会からもこの説明で行けばよろしいというお答えをいただいております。

それと、押しつけということにつきましても、保護者のご意見を最優先に柔軟にというふうに、これまで何回も申しているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に皆さんからも柔軟に対応するというので、しっかり

と保護者の皆さんからいろんな意見を聞いた後、保護者の役員の皆さんとお話しさせていただいたときも統廃合を前提ではなしに、じゃ、子どもたちの環境をどういうふうにしていこうか、というお話を先に進めてほしいということをお伝えして、そういうふうにもいろいろな中で、話をさせていただいたということもあって、そこはやはり皆さんから、またいろいろな学校の保護者の皆さんからの声を聞いた中で柔軟に、何が何でも私たちの意見ではなしに皆さんの意見をということで伝えております。

それともう一つ、これは何度も申し出ていますが、やはり皆さんはこれから、この答申にもありましたとおり、1人のクラスが生まれる、そして再来年もまた1人のクラスが生まれるという中で、やはり私たちは、子どもたちの環境、そして子どもたちの一番そばにいる保護者の皆さんの声を、やはり最優先に聞きたいという、その思いは何度も伝えてきたと思います。

それと、保護者の皆さん、またその子どもたちは地域の住民で、また地域を支えていく、担っていく人材でもありますので、その声を聞く、そしてその声を基に地域の住民の説明会に入らせていただいた。

それともう一つ、昨日からも何度も申し上げていますが、これまでこの三、四年間、毎回のように一般質問の中で議員と私たちのいろいろなやり取りをさせていただいて、その中で、例えば諮問しているとき、じゃ、こういうふうにアンケートをしたらどうかとか、もっとオープンにしたらどうか、そういったことはどんどん採用をさせていただいたというか、声を聞きながら、やはり公平になるように、皆さんに分かっていただけるように進めさせていただいております。

ずっとこのお話をさせていただいて本当に、改めて申し上げますが、ずっとやっていてこれだけ活発に議員の皆さんも関心がある中で、議会からの私たちへの提案は、素案については特段意見がなかったもので、説明会に早急に入るということと、もう一つは、先ほど言いました柔軟に対応するということの2つを、これまでの長い中で議会としていただいた回答がその2つです。

ただ、昨日も申し上げましたが、議会の皆さんが議会として視察にも行かれていますし、住民の皆さんの声も聞かれています。議長も、新聞報道では3月中に何らかの回答をしたいということも言っておられますし、私も昨日真摯に受け止めて、皆さん、もう一方の議会は町の意見ですので、真摯に受け止めたいというふうな答弁も昨日させていただいておりますし、今日もまた新聞に何か取り上げられていましたけど、そういった思いです。

こういった小規模校とかいろいろなやり方についても、私たちとしたら、なぜもっと早く言っていただけなかったのか、素案を修正できるタイミングは何度もお示ししたのにという思いもありますが、ただ、皆さんの声ですので、しっかり今回議会としてまとめていただいて、議会として、ひょっとしたら特認校が必要なのか、志比北小学校を特例校にしていくのか、そういったことをまたご提案いただければ、また私たちもしっかり耳を傾けて議論をさせていただきたいなと思います。

ただ、昨日も申しあげました保護者の皆様、これも町として令和6年4月はなかなか準備が大変だという思いも伝えたのですが、いろいろな決算の中で令和6年4月というのには志比小学校と一緒にしたいという、そういう保護者の皆さんの声もありますので、それに向けてもやっぱり私たち行政マンとしても、しっかり応えていきたいという思いもありますので、いろいろな時間的な制約はあると思いますが、いろいろな、また議論をしていただけたらなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今の町長のご答弁からですと、進め方、進み方によっては白紙になることもあるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。確認です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回も申しあげましたとおり、議会としてそのいろいろな決断をされるときには、しっかりとした調査や進め方、これは議員の皆さんも私たちに求められたとおりあると思います。これについては、議会と議論をさせていただく、また議会といろいろ出てきたときに議論をさせていただく、そしてその中で最適解といいますか、それを見つけていくということが大切ですので、今白紙にするとかそういったことではなしに、しっかり議会と議論の場を欲しいというをお伝えしておりますので、ご理解をよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 柔軟に対応するというような中で白紙撤回というのも含めてでない、何を申しあげてもこのまま進んじゃうですね。それは残念なことですよ。

ちなみに、学校の再編、今検討してらっしゃいますよね。今、町長は私たち議員に小規模特認校の提案をもっと早くしてほしかった、とおっしゃいましたけれども、私たちはそれに対するプロじゃないです。ここまで調べてくるだけでも大

変な労力をかけているわけです。何もないところから調べているわけです。でも行政の方というのはそのプロですよ。幾らでも情報をつかむことは可能です。それをしなかった、その責任は重いですよ。ましてや、統廃合の話をするのであれば、その該当する学校が小規模校であれば、生き残りの方法はこういう方法だったらありますけど、皆さんどうですかという案があつてしかるべきだと私は思います。

確かにおっしゃっていますように、小規模特認校、メリットばかりではありません。デメリットも確かにあることは十分承知しております。あえて言うなら、県内に小規模特認校、もう皆さんもご存じですけれども、敦賀市に東浦小中学校1校あるだけです。ですけれども、東浦小中学校視察させていただきました。地域の子どもたち、それから校区外から通学している子どもたち、全ての子どもたちが生き生きと、分け隔てなく、協力して学校生活を楽しんでいました。

ただ、この東浦小中学校は募集範囲を敦賀市内に限定しているとしていましたので、その通学方法とかというのを聞きました。東浦小中学校、今の杉津地区にあります。敦賀駅からコミュニティバスを運行しているそうですけれども、駅から学校まで約1時間の所要時間がかかっています。

その中で、小学校へ入学した子どもが中学校へ進学する場合、その地区の中学校、その校区内の中学校に進学するとおっしゃいました。教育長おっしゃいましたよね、今。ところが中学校に進学するときにはもう1回、その特認校の中学校に進学するかどうかの確認を取っていました。それで本人が元の居住しているところの校区の中学校に行きたいというのであれば、そちらのほうへ進学することも可能だというふうなお答えをいただきました。今おっしゃってらっしゃること、ちょっと私の見地とは違っているというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 基本の4条件というのは一応それが基本になっているということで、それは柔軟に、ただ、敦賀市はそういうふうな形で条件をつけたというふうなことは考えられると思います。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） じゃ、続けて言わせていただきたいと思います。

特認校を本町に開設するということになれば、立地条件から言いますと、本町は県と福井市、それから第2の人口を持つ坂井市に隣接しているわけです。本町の児童生徒が福井市内の、例えば高志中学校や北陸中学校へ通学するのと同じよ

うに、町外から受入れをというふうなことを考えれば、可能になるのではないでしょうかね。本町の不登校の子どもというよりは、小規模校で手厚い、愛情たっぷりの教育をさせたいと思っただけで、親御さんはいらっしやるのではないかと私は思います。

仮に福井市、坂井市あるいは勝山市から編入を希望して来られれば、車で30分、学校まで着ける範囲です。敦賀より立地条件としてはいいはずですが。どう考えてもそれを加味しないというのはおかしいと思います。嶺北には特認校一枚もないですよ。そういうところで学びたいと思っている子どもさん、あるいはちょっと不登校になったから、手厚い教育をしてほしいと思っただけで保護者の方、そういう方に対しての救済、そしてその地元である志比北地区の子どもたちが今まで通った学校へずっと通えるということであれば、こんなに喜ばしいことはないではないですか。

どうやったら生徒を集めるのですかという疑問があるかもしれません。それは教育長をはじめとした学校教育課の努力です。努力義務です、集めることは。それをしないで、町内では不適切だから。そんな発言、おかしいです。もっと子どものこと真剣に考えましょうよ。

というのは、2回目の保護者説明会のときにこういうことを発言された親御さんがいらっしやいましたね。「うちの子どもは志比小学校に行きたくないと言っています」と発言されたご父兄の方がいらっしやいました。これは子どもの、児童の悲痛な叫びだと私には聞こえました。何とかしてあげたいと私はそのとき思いました。この子が6年間、この学校で卒業できるようにしてあげることができたら一番いいなと思いました。

ところが、3日目に行われた地域説明会で、覚えてらっしやると思いますけれども、行きたくないと言っている子どもはいませんかという質問の中で、お答えは何でした？ そういうデータはありませんというお答えでしたよね。この責任は重いですよ。この発言に対する責任ってすごく重いですよ。自覚してらっしやいます？ 子どもの叫び、子どもの声に耳傾けてらっしやいますか？ 親じゃないです。学校へ行くのは子どもです。分かっていますか？ これを考えますと、やはり白紙撤回も含めて柔軟に対応していただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） ありがとうございます。

今、最後に「子ども」というキーワードが出てきましたですね。それで私も、

今おっしゃることはよく分かりますよ。子どもを第一に考えて、今言っていること、これをこれからやっぱり皆さんに考えていただきたいのです。

今、特認校、特認校って言われますけど、私らはそういうふうなことも含めてやっていきたいです。やっていきたいですけど、先ほどから何回も言っていますように、そういうふうなことで取組を行っても、状況的なことを考えて成果がなかなか出ないと。だからその間に、今現在、子どもは学年1人とか数人とか、昨日も私話をさせてもらいましたが、7年度には3学年が3人以下になります。それも同級生がいない学年が2つ、2学年できます。11年度には全ての学年が3人以下ですよ。そういうふうな状態で、本当に子どもたちにとってプラスになりますかね。そして特認校制度を活用してやってもどれだけ中に入ってくるかということ、やっぱりこれはなかなか難しい制度活用だと思います。それで効果が上がるかということ、僕はちょっとどうか、というふうなことを、皆さんの、いろんな学識経験者の方のご意見を聞いても難しいよというふうなことがあったから、そういうふうなことで皆さんにお答えしているというふうなことをご理解いただきたいと思います。

ただ、議員さん、子どもということをしきりに言っておられますので、本当にそういう面で子どものことをちょっと考えていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 白紙撤回に誤解をされているようなところもあるのかな。白紙撤回ということは、諮問する前の段階に戻すということになります。

今、長岡議員いろいろ子どもたちの環境のことを心配されておりますので、どういうふうにこの環境をよくしていくかという議論になると思いますので、そういった点白紙撤回ではなしに、どういうふうな環境をつくっていくか。そこには、何度も申し上げました、私たちも保護者の皆さんに、統廃合ありきではない中で子どもたちの環境をどうしたらいいかということ保護者の皆さんに説明会の後に聞かせていただいておりますので、そういった点で私と長岡議員の白紙撤回の意味合いが少し違うのかな。長岡議員もそういった意味で白紙撤回とおっしゃられているのではなしに、統廃合ではなしの子どもたちの環境をどうしたらいいかという意味での白紙撤回という意味かなと思いますが、そういった点で、白紙撤回といいますと何もなかった、前のしない状況に戻すというのでは、私たちにそれは考えていないということですので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今町長がおっしゃったように、私の言う白紙撤回は、あり方検討委員会の前に戻せということではなくて、素案の内容そのものを撤回しろということです。そこは今町長がおっしゃったとおりのことです。

で、教育長の発言に戻らせていただきますけれども、教育長、1人になる、1人になるとおっしゃいましたけど、その1人になる子のために何か努力されましたか？ 1人にならないようにする努力、教育長ご自身なさいましたか？ それをお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今ほどはちょっと感情が高ぶってしまってボルテージが上がり過ぎてしまったので、言うてはいけないことだと思いましたが取り消させていただきます。失礼いたしました。申し訳ありませんでした。

ただ、その1人の子が1人として孤立するというか、1人だけにならないようにするため、例えば交流なさってきたと思います。学校間の交流なさってきたと思うのですけれども、それをもっと深くやってきたとかいうふうなこともあったのではないかと思ってお話ですよ。

この特認校、どれだけの子どもが集まってくるか分かりません。ですけれども、何もしないというか、こういう学校がありますよということを、アピールする前からそれは集められないというふうに思うのはいかがなものかな、というふうに私は思っております。ぜひともそこら辺をもうちょっと子どもたち本位で、そして地域でも、やはり学校の存続を望んでらっしゃる方が大勢いらっしゃることに、今回、議会と語ろう会をしても感じました。そのご意向というのをやっぱり酌んであげたいと思います。その証拠が「学校の校名はどうなりますか」「校歌はどうなるのですか」。志比北小学校の名前がなくなり、校歌がなくなり、制服がなくなり、体操服も変わってしまう、その状況はやっぱり何とかしてほしいなと思って、そういう発言をされているのではないですかね。私は、その裏に学校を残

してほしいという念願が込められていたように思いますので、何とぞ広いお気持ちを持ってご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を……。答弁あるようでしたらお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 先ほど町長からもありましたけど、白紙撤回というのが再編方針案に対してだけということでしたら、それに対するご意見は、新聞報道で私も見ましたけど、議長も議会としてのご意見をまとめないといけないとおっしゃっておられたと思うのですけれども、議会としてのご意見をまとめたいただきたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 再度ちょっと確認させていただきます。

町の方針としましては、児童生徒に一番近い保護者の皆さんのご意見を最優先しながら進めているというこの基本方針は、やっぱり持っていきたいと思います。

○2番（長岡千恵子君） 保護者の意見、反対意見というのもしっかり耳に入れていただけたらと思います。どうぞ、子どもたちのためですので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

30分より再開します。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時29分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開させていただきます。

次に、9番、滝波君の質問を許します。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それでは、3月議会一般質問最後の質問者となりました。

今回は3つ用意させていただきましたので、よろしく願いいたします。

1つ目は、空き家活用で移住者増にと、2つ目に、保育施設での不適切な保育に対する予防策、3つ目に、志比北小学校再編、今のまま進めていいのかということ質問させていただきます。

まず、空き家活用の移住の増についてであります。

この4月に機構改革ということで、今回、議会で出ております。えい住課であります。これに合わせてやったわけではないですけれども、実はこの空き家の問題、大変大きな問題だと思って今回挙げさせていただきました。

地方の至るところで大きな問題となっております。政府も、個人財産である空き家の法改正をして、何とか解決していくというような姿勢も示しております。国の試算では、平成30年時点で長期不在空き家は全国で349万戸、それが令和7年には420万戸、令和12年には470万戸と毎年約10万戸が増えていくと試算をしております。

一方、撤去や活用された空き家は、平成27年から令和3年の7年間で14万3,000軒にすぎないということです。加えて、この間自治体が代執行したのは482軒であったということですから、まさに対症療法にすぎないと言わざるを得ません。また、撤去費用がかさみ代執行に踏み切れない自治体が多くあり、放置されている状態であります。

議会では、この問題を何とか解決したいとその糸口を探るため、先進地で学ぼうと福井県美浜町のNPO法人ふるさと福井サポートセンターと京都府南丹市を訪問いたしました。

美浜町のふるさと福井サポートセンター、通称ふるさぽ福井の北山代表は、「10年以上空き家マッチング事業に取り組んでいますが、これほどたくさんの空き家があることに気づかされたと同時に、使える空き家がほとんどないという現実も分かってきた」と言われています。

本町の空き家は333軒で、松岡が172軒、永平寺87軒、上志比が74軒であり、所有者へのアンケート調査では、「現状のまま」が42%、「売買したい」が21%、「将来利用する」が10%というふうな回答をいただいております。

この333軒のうち、どれくらいが利用できると、利用可能というふうに判断をしているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課、田辺参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 現在の空き家の軒数は、まず昨年度から1件増の333件となっております。このうち、老朽空き家が53軒、約16%ございます。ですので活用可能と考えられる空き家の数は280軒と考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 空き家は放置すればするほど使えなくなるといいます。所有者の決断が早ければ早いほどよいということです。決断を早くし、売買あるいは賃貸で空き家を活用してもらうことです。

いち早く空き家バンクに登録して、移住したい人とマッチングさせる。しかし、現在、空き家バンク登録数は11件、県の平均を上回っているということですが、空き家総数の実に3.3%であります。他県に比べて非常に少ないのではないかなと思ってはいるのですけれども、この登録が進まない理由はなぜでしょうか。メリット、デメリットはお聞きしていますけれども、いわゆる登録が進まないのはなぜか。登録が無料であるということとか補助金までつくというのでありますから、なぜ進まないのかという原因はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 空き家バンクの登録件数がなかなか伸びないという要因の一つとしましては、今年度の住まいる定住応援事業助成金の令和5年度の助成件数を見ても新築が42件、中古が2件となっております、どうしても新築に対するニーズが高いことが要因と考えられます。

このような中、本町の空き家バンクの登録状況につきまして、先ほど3.3%ぐらいで少ないというご意見もいただきましたが、バンク制度ができた平成19年以降、5年ごとの登録件数の推移を見ますと、平成19年から23年の5年間で7件、次いで平成24年から28年の5年間で倍増の14件、直近の平成29年から令和3年が30件と大幅に伸びている状況でございます。

今年度、月曜日の答弁では11件とお話をさせていただきましたが、実は昨日、おとついとさらに1件ずつ登録がございまして、今年度、これまで最多の13件の新規の登録となっております。

これを1万世帯当たり換算しますと、県平均の10件を大幅に上回る約20件という状況になってございます。空き家対策の効果も少しずつ出ていると考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 私の認識でも、空き家バンクに登録すれば結構活用する方がいらっしゃるというふうな認識をしております。先ほど住まいる定住のところの中で中古物件が少ないというお話でしたが、それにしては活用されているのではないかなと思っております。

実は美浜のふるさば福井では、この空き家バンク登録が進まない理由として7つ挙げております。1つは、所有者が動かないと。他人事、問題の先送りをしていると。2つ目には、周りの声に影響すると。揺らぐ決断と。バンク登録を決意したにもかかわらず、近所の方から「まだ早いわ」と言われて登録を断念するというようなことも過去あったというふうに聞いております。3つ目には、現実とのずれということで、気づいたらもう解体しか選択肢がなかったと。4つ目には、不動産神話の崩壊ということで、必ず売れると信じていると。5つ目には、相続放棄の誤解ということで、相続放棄したからもう管理もする必要はないと認識をしている人が結構いると。6つ目に、声が届かない。地元の困っている声が届かないと。そして7つ目に、行政の限界があると。行政が私的財産をいろいろこ入れするというのはやはり公平、平等性には欠けるということで、なかなか行政も動かせないという理由があるようであります。

これらの問題に取り組んでほしいのですが、まず地域の問題だと住民が理解することが必要ではないか。空き家は個人財産の問題ですから地域住民が話し合ってもなかなか進むことはありませんが、困っているのは地元であります。

そこで、空き家は移住者を呼び込むチャンスと捉えることが必要なのかなと思います。

これは京都の南丹市で、平成18年、南丹市は4町が合併し、人口3万6,402人、面積616.4平方キロメートルということで広大な広さ、京都府で2番目に広い山間地であります。日吉地区、美山地区、旧町村ですが、人口減少が著しいということで、地域創生戦略を平成27年策定する際、人口動態調査を各行政単位187地区の増減を調査し、人口カルテを作りました。そしてその地区を大きく3つに分けて、定住促進のアクションプランを立てたとされております。その3つは、にぎわい創出定住地域、にぎわい再生定住地域、ふるさと定住地域というふうに地区に分けて、それぞれのプランを立てたということです。

この人口動態を基に、どう空き家の所有者に働きかけるか、空き家の管理をどうするのか、移住者をどう受け入れていくのかなど協議をし、活動をしているそうです。実はこの空き家バンクに登録するというのも、地域の方がその所有者に働きをかけて、そしてバンク登録をしていただく。そうすることによって地区に補助金が町から出ると、あるいは管理をすることを地区の人がやって、それも町から補助があるというようなことで、地域でその空き家を考えて行動しているということでもあります。

このように、あくまでも個人財産の問題ではありますが、積極的に地域住民と一緒に活動することが一番大事で、キーワードかなと思っております。

本町では、地区別の人口動態の調査あるいは分析というのをどこまで行われているのか。行われていなかったら、今後、えい住課ですか、の活動の中でどう生かしていくのかということをご回答をいただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 建設課参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 議員からお話のありました美浜町ですとか、南丹市の取組については建設課のほうでも改めて情報収集しまして、参考にする部分については考えていきたいと思っております。

人口動態を見て現状と将来を見るとか、人口動態をどこまで解析しているかというご質問に対してですが、ある程度は調べております。3月現在、世帯数に占める空き家の割合は、町全体では約5%、松岡地区と永平寺地区は4%台、上志比地区では7%台となっております。また、世帯数は、10年前に比べて町全体で約6%の増、松岡地区が10%増、永平寺地区と上志比地区は横ばいとなっております。人口につきましては10年前から、町全体では8%減に対して、松岡地区が1.5%減、永平寺地区と上志比地区は十数%の減となっております。

議員ご提案のとおり、人口動態を考えるのは非常に今後の施策を考える上では大事だと思いますので、先ほど南丹市さんはかなり細かく区分分けて分析をされていたとおっしゃっておいりましたので、町のほうでも今後7地区別はやろうと思っておりました。7地区別でやろうと思っておりましたけれども、特徴的な数字等があればもう少しきめ細かく分析を、今後かけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひね、一度細かくやっていただいて。実は細かくやるという利点は、それを持って地域に入っていけるという、細かい単位で入っていけるということだろうと思います。そのことが地域の大きな課題等を共有できるからということだと思います。

実は私も、住んでいるところ、我々の仲間でも少し話をしているのですが、やはり今は空き家ではないですけれども65歳以上の単身世帯というのが幾つかありまして、例えば除雪とか、あるいは安否確認をどうするかというような話もしているところであります。

実は空き家の予備軍というところでは、これ近い将来空き家となる物件ですが、

先ほど言いましたとおり、具体的には65歳以上の単身世帯ということです。この数というのは多分調べていないのだろうな、と思うのですが、もしも調べていたら教えていただきたいのですが、きっと空き家以上にあるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 空き家予備軍につきましては、今議員おっしゃいましたとおり、定義は65歳以上の高齢者単身世帯が住む住宅となっております。

2月末現在、議員さんからご提案ありましたので、住民基本台帳から今回調査、抽出を行いましたところ、町内約6,500世帯のうち約770世帯、約12%が空き家予備軍となるということになっております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 数字を聞いて驚きました。

多分、確実に空き家になるのでないかなと思っているわけですが、実はこの空き家予備軍の対応こそが、一番重要やということをふるさぼの北山さんは言われております。実は、先ほども空き家はあっても、なかなか使うことができないと。先ほどたくさん言われましたけど、実際はなかなか使えないのではないかとということ、決断は早ければ早いほどいいということでもあります。ということは、今所有者がいらっしゃる時に、元気なうちにという言い方になるのかも分かりませんが、この亡くなった後の家をどうするかということを、話していくということが必要だろうと思います。

ただ、それは実際には個人の持ち物なので、話し方は非常に難しいと思います。これはふるさぼも言われておりました。この単身世帯にアプローチをかけるには、やっぱり周りからしなければならぬと、ましてや行政マンが行って話しするのはなかなか難しいと思いますので、社会福祉協議会とかそういうところを使ってやるのが、使ってやるという言い方は変ですけども、そういう方をお願いして、この残された家をどうするか、というような話をしてみたらどうということ。そして具体的には、どうしたらいいかといういろいろな提案を実際にふるさぼのメンバー、NPO法人ですから、彼らがやっていくということでもあります。

そういうふうに美浜では、社会福祉協議会や、あるいは商工会とかという各種団体にも、そういうような話をしながら協力を仰いでいるというところがありました。多分、南丹市は地域にそういうものを、担ってもらっているのかなと思います。

ますし、地域の中で支援者というのが6人ほどいらっしゃるみたいなので、そういう方がやっているのかなと思います。多分そういうようなことをやっぱりいち早く進めていくべきと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 空き家予備軍につきましては、今実際住まわれておりますので空家対策特措法が適用されず、先ほど議員もおっしゃいましたが、個人情報も取得できないことから、なかなか現状把握は難しいと思っております。

ただ、この実数の把握は引き続き行ってまいりたいと考えておりますし、町の広報紙等での周知は引き続き行っていくのと、今言われた南丹市さんとか美浜町さんの取組について、もう一度検証というか研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 所有者の皆さんに認識を持ってもらう、いろいろな中で福祉課がエンディングノートを、75歳からのつどいということ今年から、後期高齢者が2025年問題で増えていく中で、敬老の日にちょっと置き換えまして、そういった方々に来ていただいて、これから後期高齢者になっていく、その中にエンディングノートの説明やいろいろなことを、これから取り組まなければいけないこと、そういった講演会みたいな形でやっていこうという企画をちょっと今年からします。もちろん敬老会は88歳の皆さんには、今までは催物でしたけど、何か記念品を贈るみたいな形でやっていこうかなというふうな思いもあります。その場で、例えばこういう、今住んでいる住宅が空き家になったときはどうなるのかとか、これを今のうちにどういうふうに解決をしていったらいいのかという、そういった提案もさせていただければいいのかなというふうに思います。

空き家はやっぱり確実にこれから増えていきます。今、新幹線が来て福井市内に大きなマンションとかいっぱい建つということは、誰かがそこに住むということは、誰かがどこから出て行ってそこに住む。ということは、やはり若い人たちがそういったところに行きますと老老世帯、またそれが独り暮らしの世帯になっていくというのがありますので、そういった中で町は、各課横断的に説明ができる、そういった場をつくっていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 確かに個人情報ですので、なかなか行政も出ていかれないというところもあります。そこは美浜も同じようなことを言っていて、ふ

るさば、NPO法人と美浜町が協定を結んで、個人情報을 いただき、それにし
か使わないということで活動をしているようであります。

あと、移住を希望する人、どれだけニーズがあるかというのを我々もつかんで
はいないのですけれども、もしもつかんでいたらということと、そこと空き家を
マッチングさせるという動きを今からどのようにしていくのかということ。す。
先ほど言いましたとおり、それぞれの美浜あるいは南丹もそういうサポートセン
ターが動いているという状況があります。いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 本町への移住を希望されている数、それをちょっと
把握はしておりません。

しかし、移住フェアとか様々な機会を通じまして、移住の相談は今受けており
ます。その定住を希望している方の数、こういうのはちょっと違いますが、令
和5年2月末時点での移住相談を受けた件数ですけど、57件受けております。

○議長（中村勘太郎君） 建設課参事。

○建設課参事（田辺 毅君） 私のほうから、移住・定住希望者と空き家のマッチン
グをどのような方法でというご質問に対して、総合政策課と連携をしまして移
住・定住希望者の方に空き家バンクの物件を紹介しております。

ただ、条件に合うバンクがなかった場合には、不動産業者さん等を幾つかご紹
介をしているところであります。今後も本町に来ていただけるよう、親身になっ
て相談に乗っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 実は美浜ではマッチングを年に3回ほどやっていて、これ
で10年ほどやっていますから、七十何組成約したというようなことを言ってお
ります。

ただ、バンク登録もそんなに多くないです、美浜も。それで、実はバンク登録
しませんけれども、空き家になりそうとか、空き家というところとわざとマッ
チングとか、マッチングフェアのときに来ていただいて、成約できなかつたけれ
ども、また後追いで「こんな物件がありますよ」と言って成約したりとかというこ
とをやっているみたいです。ですから、やっぱり朝井議員が言われたとおり、セ
ールスマンのようなそういう方が多分必要なんやろうと思います。

実は南丹市は支援サポートセンターというのがありまして、会計任用職員が2

人、これは不動産関係の元職員です。多分定年終わった人なんやろうと思います。それと地域おこし協力隊が5名から6名いたと思います。それと集落の地区の代表者、そういうお世話をする方が6名だったと思います。それで一つの団体をつくってやっておりました。

あと次に、受入れのほうですけれども、我々が視察行った時期にちょうど池田町の暮らしの七か条が大きく全国的な話になりまして、その辺の話もありましたけれども、やっぱり受入れのところにも大きな問題がありまして、それを解消することもふるさぼの重要な任務やということで、地域の、地元のルールとか伝統、習慣とかというものをきちっと教える、調べるということを間に入ってやっていると、南丹市は、地区がそれぞれ独自で冊子を作ってそれをお渡ししているとかという、それネットで見ましたけれども、物すごくいいものでしたけれども、そんなのをやっているということですから、そういったことも今後やっていかなければならないのではないかなと思います。

そうしますと、本当に行政2人でできるのかということも含めて、やはりNPO法人か何か専門の方を委託するというようなことも考える必要があるのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 12月の議会の一般質問のほうでもちょっとご答弁させていただいております。

今現在、永平寺町のほうで、福井県の移住サポーターで永平寺町の在住の山崎チャナ智美さんがおられます。その方が、永平寺町へ移住を考えている方のサポートをさせていただいております。これは相談も含めて全てさせていただいております。また、子どもへの顔つなぎも相談があった場合にさせていただいております。

やはり移住される、そういう希望があった方については私どものほうへ来ますので、例えばそれが決まりましたら地区の中に入ります。そうすれば私どものほうが区長さんのほうへ顔つなぎをさせていただいて、うまくスムーズに運ぶようにと、そういうふうなこともサポートをさせていただいているところです。

今現在については、サポートセンター、そういう特別なところについては考えておりませんが、また、先ほどご紹介いただいたとおり、他市町のところもまた調べまして対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 空き家バンクの登録をしますと成約が物すごく高いという状

況がありまして、24年から28年は14件登録されたら10件が決まりました。29年から令和3年は30件登録で27件が成約しているということで、引き続きこのバンク、先ほど建設課からもありました、年々年々伸びていっている。ここに登録していただくと2万円とか、いろいろな特典もつけながら進めさせていただいて、引き続きこのノウハウは大分建設課が積み重ねてきましたので、ここもしっかりまずやっていく。

政策課と建設課が今取り組んでいる永住に関する部分はえい住支援課にすることによりまして、より、滝波議員おっしゃられたような他市町の取組や、この町が本当にどういうふうに分けて、どういうふうに分けていくかということをもたしっかりと検証して進めていきますので、引き続きいろんな情報とかご指導いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひお願いをいたしたいと思います。やっぱり地域を、言い方悪いですけど、巻き込むといいますか、地域の大きな課題やということ地元の方にぜひ根づかせるような、取組もぜひしていただきたいなと思います。

続きまして、2つ目の質問です。保育施設での不適切な保育に対する予防策ということでもあります。

昨今、富山県あるいは静岡県などで保育施設での園児の虐待事件が相次いで起こっております。本町は4月から民間園のこども園が開園するということも相まって、非常に子どもさんを持つ親の方々には心配をしているところではないかなと思っております。

2月6日の福井新聞に「不適切保育、10年で120件」とありました。これは全国の95自治体で調査した結果であります、福井県福井市はゼロというふうに言われております。ただ、これは公表する義務もないということなので、それがどこまで信憑性がある数字かは分かりませんが、ただ、不適切な保育という、私にはあまり耳慣れなかった言葉ですけれども、具体的にどのような定義として認識をされているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や保育所保育指針解説には、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない、子どもの人格を尊重し、しっかりと保育に当たらなければならないことを示しております。

虐待まではいかなくとも、子どもとの関わりにおいて適切ではない関わりであり、また、例えば子どもに罰を与えたり乱暴な関わりをしたり、身体的、心身的に深い傷を負わせるような保育のことと認識しております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうですね。虐待だけではなくてそういうような、子どもを一人の人格と尊重し、いわゆるいろんな強要とか脅迫とか、言葉でも不適切なことがあるというようなことでありました。

本町も27年に子ども・子育て支援制度が改正されまして、市町村が指導監査を全ての施設を対象に定期的かつ計画的に行うことができる、というふうになっているわけですけれども、本町公共の園も含めてそういうようなことになっているのでしょうか。もしもなっていたら、今までの監査においてこういうような不適切な保育というのが実際にあったのでしょうか。実態も含めて答弁をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 実際にそのような実態はありませんでした。

それと、公立、私立関係なく、これは町として保育を守る関係上、権利ですし義務でありますので、しっかりとそこは対応していきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 実はあるところが調査した、保育園を考える親の会というところが調査した結果では、公立園はベテランの保育士さんもいらっしゃいますし、不適切な保育というのはごくごくまれで、あまり相談件数はないけれども、ほとんどが民間の認可外の保育園というふうになっているそうであります。

そういう意味では、本町も多分、公立は安心してできるのかなとは思っているわけですが、そういった意味では今回、民間園というところでは非常に不安やなどというふうに感じているわけですが、そんなことはないと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） その点につきましても、4月から公立の園長会行っておりますが、そこに民間の園長も入りまして、情報共有とかいろんな町の方針とかも示しながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） なぜそういった不適切なことが起きるかということをお

っと調べましたら、4つの原因を言われております。

1つは、保育士の低賃金ということです。社会的にも経済的にも必要不可欠な重要な職業であり、子どもの命を預かるという非常にプレッシャーのかかる職種ですが、それに見合う賃金がなかなか得られていないと。業務量の多さとサービス残業とかということ非常に離職率が高く、人の入替えが激しい職種であると。とにかく人手不足の職場であります。そのため、保育士としての資質や能力に欠けた人も雇い入れなければならないという現状があるというのが1点。

2つ目には、保育士の配置基準です。ご存じのとおり、保育士1人に対してゼロ歳児では3人まで、1・2歳が6人、3歳が20人、4・5歳児が30人となっております。この基準は4・5歳児に関してはもう75年間変わっていないというようなことで、昨今問題にはなっていますけれども、多分見直しがあるのではないかなと思いますけれども。

この基準を考えた場合、本町あるいは民間園も含めて、その配置基準はかなり緩和というんか、緩和という言い方が適切かどうか分かりませんが、1人当たりの保育士に対する園児数というのは、少なくなっているというふうに解釈すればいいのですかね。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 配置基準につきましては、これはしっかりと今、ゼロ歳は3人、2歳、3歳が6人、3歳児が20人、4歳児、5歳児が30人という基準がありますので、新園だろうが公立だろうがその配置基準にはしっかりと適正な基準で対応させていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ただ、幼稚園、幼児園のあり方検討委員会の答申では、たしか20人前後がいいだろうというような答申だったと思いますけれども、実態はそれに基づいてやっているということではないですかね。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） はい。実際は町としては基準以上の配置で対応させていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 基準以上か。

○子育て支援課長（島田通正君） あり方の、今言いました20人とかの基準以上の配置となっております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっとね、その辺は、せっかくの答申いただいたので、そこは守りましょうと。学校のとときには守ってということがありますので、そこも守って、できるだけそれに近づく方向で考えていただいたほうがいいのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） たしか答申のところは小規模園の人数を、定数20人以上という形の答申になっています。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっとまた調べさせていただきます。

それと、原因の3つ目です。カリキュラムの増加ということで、これは保育園独自で行っている、例えば英語とか工作、体操、音楽などがあります。本来、保育園は、学校のような教科カリキュラムを求められているわけではありませんけれども、特に民間園にとってみれば、それが大きな売りというかセールスポイントになって園児を集めるというような、入園者を集めるということで仕方がないですけれども。ただ、それがカリキュラムですから時間が決められていて、それまでに、例えば向かわせなあかん。そうしますと非常に時間に追われて余裕のない保育になっているというのが3つ目の原因であります。

そして4つ目には、やっぱり新型コロナ感染対策で非常にここ3年間は業務量が多いというふうなことであります。

このようなことで、予防策としては、まず保育士の認識を明確にするための研修、それと保育園でのいい環境づくりということです。実はなかなか、この間も報道されていましたが、ああいった虐待の行為を多分ほかの保育士さんも見ているわけですけれども、それが言える環境ではないと、そういうような雰囲気ではないというふうなところだろうと思います。

ぜひそういったところを、当然公立園もそうですけれども、民間園においても保育士の自覚を促す研修会、そして不適切保育に当たるかどうかというような事例も出しながら、意見交換会というのが日常的にできるような環境をつくっていただきたい、そういうようなご指導をしていただきたいと、思っていますけれども、その点は本町の公立学校、どうなっているか。そして民間園は今後どうしていくのかということ、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） その点につきましてもしっかりと園長会で、主任

会もありますが、園長会、主任会を通じてしっかり対応して、全職員に共有できるような形で対応していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それとあと、レスパイト、一休みすることも重要な、心身のリフレッシュできるということが言えます。これは介護をしている方あるいは看護師さんも同じですけども、保育士さんも一つの狭い建物の中で、園児あるいは保育士同士顔を合わせながら、毎日業務をやっているわけですから、そのストレスがやはり不適切な保育に移りかねないと。そういった意味では、レスパイト、すなわち休暇を取っていくということが必要やと言われております。

本町の保育士さんの、これ有給休暇というのはどれぐらい消化されているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 有給休暇につきましては基本、取りたい申請があったらなるべく取るような形でさせております。

ただ、園をうまく回すためには、やっぱりシフトとかも調整しながら、有給率といいますと、園ばらばらでございますが、10%から20%は最低でも取っていただいているような形となっております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 一つそこも大事な要素なので、実態はどうなっているかということと、できるだけやっぱり取っていただくということが必要だろうと思えますよ。

これは人事をつかさどっている総務課長にお願いをせなあかんのかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 議員さんのご指摘受けまして、しっかり対応していきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ぜひお願いをいたします。普通の職員さんも同じですけども、リフレッシュしながら業務に当たっていただきたいと思っております。

そして最後に、実態把握するためには、定期的な監査、計画的な監査というのはなかなかそこでは見つけにくいですけども、一番はやはり保護者のお声をいただいで、実際にそういったことがないようにという、防止をしていくというこ

とが大事なかなと思います。

第二期の永平寺町子ども・子育て支援事業計画の中には、各園の玄関にご意見箱を設置し、それに基づいて、出てきたことについてはマニュアルに基づき対応しますよというようなことが書かれております。実際にそういったご意見箱が用意されているのだらうなと思いますけれども、実態としてそういうようなところに意見が出てくるのでしょうか、そういった類いのね。いわゆる不適切なというようなところのことがあるのでしょうか。あつたらぜひお聞かせをいただきたい。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） なかなかそういった実態はないですけど、電話で通告があったり連絡帳であったりという情報でこちらは受けていますので、その時点ですぐに保護者への対応を取りたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そうですよ。玄関で意見箱置いといて、そこへ入れるというのは、なかなか勇気が要るものだろうと思います。やはり電話で、要は子育て支援課になるだろうと思いますけれども、そこにお電話くださいというような専用窓口を設置する、あるいは、中にはホームページの中で、匿名でもいいですからそういう情報を提供してくださいというところもあるそうです。

ぜひそういうふうなところを参考にしながら、やはり全くゼロではないと思うので、そういったことをできるだけ早く察知をし、対応していくということが重要かなと思います。民間園も含めてこれからひとつお願いをいたしたいと思いますが、よろしくどうぞ。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 不適切な情報がないように努めてまいると、もしそういう情報がありましたらしっかりと対応していきたいと思っていますので、またよろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） それじゃ、最後の質問に移りたいと思います。

志比北小学校再編、今のまま進めてよいのかということであります。

昨日、一昨日の再編に関する答弁を聞いていたのですが、できるだけ重複を避けて質問をさせていただきます。

まず、議会の再編素案についての見解です。これは令和4年10月24日に町に会議結果の報告書を提出しております。会議というのは学校再編特別委員会の

会議報告です。その中で、調査の結果というところで（１）結論とあります。そのところには「ア 学校再編素案の修正については、議会の意見集約に相応の時間が必要。ついては、行政の判断で地元意見交換会を行うように」と、「イ 議会は、公の場を設定し、住民の意見を把握するべき。ついては、議会は議会と語ろう会などで、住民意見の把握を行う」というふうに結論を、中間ですけれどもつけております。ですから、議会が素案を認めたということではなくて、まだまだ時間が必要ですよということを言っています、ということをもってお話をし、質問に入りたいと思います。

町は保護者の方と地区住民の方との意見交換会と開催したわけですが、特に地区住民の方、２月の７、８、９に交換会をしているのですけれども、私も３日目にお伺いをさせていただきました。ただ、この３日間で延べ２７人の住民参加であったということでもあります。

昨日、教育長の答弁では、２週間前に意見交換会の案内チラシの各戸配布をいたしました、そして特に出席依頼を例えば区長さんをお願いすることなく、公平に欠けるというようなことで行っていません、と答弁をされているのですが、それがちょっと私も理解はできないのですけれども、これほど大事なことは住民に集まっていただくようお願いするのが本来ではないかなと思っています。

なかなかね、毎日生活している中で、特に学校に行っている子どもさんとかお孫さんがいない家庭というのは、それほど関心がないのかも分かりません。でも、それ以上に将来的なことも含めて、理解をしていただくということが必要なのではないか。ですから、できるだけ集まっていただくという姿勢が必要ではなかったのではないかなと思いますけれども、教育長の答弁の趣旨をちょっとお聞かせいただけたらと。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 昨日ですかね、お答えしましたとおりに、出席、今議員さんのおっしゃる意味合いですね。区長さんをお願いして議会と語ろう会みたいな、そういうふうな招集方法というふうなことも確かにあるわけですけど、そこまで、我々として一応方向性は伝えていきますので、その辺を含めてご意見のある方は来ていただきたいというふうなことで、２週間前に、できるだけ早めに周知してというふうなことを考えたということでご理解いただきたいと。

○議長（中村勘太郎君） ９番、滝波君。

○９番（滝波登喜男君） 方向性を示したというのは、その案内チラシの中に載って

いるということでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 一応皆さんもご存じだと思いますけど、新聞報道で地域の保護者の皆様はこういうふうな形で、ご理解をいただいたというふうなこともありましたので、報道していますので、そういうことを含めてというふうなことをご理解いただきたいと。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 令和4年3月にあり方検討委員会の答申が出ました。それに基づきまして、4月14日と28日に教育委員会を開いてそのことについて集中的な審議をしております。その中で教育長は「地域に丁寧に説明をしてご理解をいただくような形で進めていく。それでうまくいかなければ再編はやらない方向になるかも分かりません」と言われております。

この「地域に丁寧に説明をしてご理解をいただく」という姿勢は、先ほど住民説明のときに言われた先ほどの答弁と、少し矛盾するのではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 実は町として今言ったような形で、やはり参加するしないは、それはやっぱり町民の方の思いということ、そういうふうなことでできるだけ早めに通知を配布して、できるだけ多くの方に参加してほしいという思いから各戸配布をさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 議会もせんだって語ろう会をさせていただきました。当然区長さん通じて全戸配布をさせていただきましたが、それでもなかなか来られないだろうと思って、議員の数名が戸別訪問させていただきました。戸をたたいて、ぜひご意見を聞かせていただきたいんやということでもさせていただきました。

多分それほどしなければ、住民はやっぱりなかなか集まってこない。本当に住民の声聞きたい、理解をしていただきたいと思うならば、そこまでも言いませんけれども、そこまでするようなことも必要ではなかったのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 何度も同じような答弁になるわけですけど、我々としては最大限の努力はしたというふうに私も思っていますし、これも他の検討委員会、

県内いろんな市町でやっていますね、こういう検討委員会を。そういうふうなそれぞれの市町の検討委員会の中ではどういうふうな形でというふうなことも含めて、それを参考にしていただきながらこういう方法を取らせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 新聞報道で見ていただいているからというのは、ちょっといただけない答弁だったなど非常に残念に思っております。

それで……。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと補足だけ。

教育委員会が戸別訪問して全部の家に行くのであれば、それでいいのかなと思いますけど、例えば私のうちには来たけど私のうちには来なかった、そういったことになると、その意見交換会の中での公平性といいますか、意見に偏りがないのかとかそういったことの心配もあったのかなというふうに思います。

行くのであれば全戸一軒ずつ「ぜひ来てください」と直接持っていくのも大切かなと思いますが、なかなかそれもできない中での全戸配布だったのかなというふうなことも思いますので、補足させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 我々も回らせていただいた訳ですけど、確かに必ずいるとは限りませんので全部は会えませんでしたけれども、地区によっては半分ぐらい会えたとかというところもございます。そこは開催する側の気持ち次第ではないかなと思っております。

それで、教育長は教育委員会の会議の中でこう言われております。「議会でも地域のことが入っていないと言われておりますが、教育的視点で諮問していますから、逆に言えば入ったらおかしいのです」と言われております。でも学校というのは、確かに子どもの教育の場でもありますけれども、地域のコミュニティいわゆる地域の歴史を抱えた学校だろうと思います。

実は私、浄法寺村の村史を開いてみました。明治7年に吉波小学校、ワタナベヘイウエモンさんというお宅を学校として借りてやっております。生徒数、男子50名、女子5名です。教員お二人。そして次の明治8年には上浄法寺のアマヤナオキさん宅かね、ここを借り入れて浄法寺のほうの学校をつくっております。そして10年には栃原、22年には今の岩野の現学校校舎があるところに学校を新築して、ほかのところを全部廃校してやっていったという経緯があります。そ

して26年に浄法寺尋常小学校というふうに変更をしております。

そして財政のところをちょっと見ましたら、浄法寺村は山間部の230戸余りの小さな村です。財源も少なく予算も少額であったと。歳入の6割は戸数割で徴収し、1戸当たり34円から5円の多額に上っていると。しかし、納税成績は良好で滞納者もなかったと。そのうち教育費が5割から6割も占めていたというふうに記載しています。

これは、やはり地域の方が何としても子どもたちに正しい教育を与えたいという努力の成果だろうと思います。明治7年からという150年の歴史があります。この150年の歴史のある小学校を、たった四、五か月の間に統廃合しようという方向性が私はなかなか出せないし、今の状態で地域の方が理解したとは到底思えないですけれども、それでも議会はどう判断するかというのを求めているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今の地域をないがしろといいますかね、結局答申の、私の諮問が教育的視点というふうなことで示しましたので、教育委員会でも説明のときにそういう話をしたというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 何回も言いますが、学校は教育施設でもありますけれども地域の大きなコミュニティの視点でありますし、我々の先人たちが努力して努力して学校を造って、そして子どもたちに正しい教育を与えたいと努力している結果です。その成果を、踏みにじるという言い方はおかしいですけれども、やはり大事にしながら慎重に進めるべきだと私は思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど議会に結論を求めているかというのでありますが、結論を求めているわけではありません。例えばさっきの特認校の話や、議会が特認校をするべきだとかだったら、またそれは提示をしますし、今おっしゃられたとおりに、滝波議員の一意見かもしれません。ただ、議会としてどういうふうな、まだ足りないとかどうなのかとかというのは、やっぱりそういったことを私たちはお願いしているといいますか求めていますので、今するかしないのかとかそういう結論を求めているのではない、ということをご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○9番（滝波登喜男君） 以上で終わります。

○議長（中村勘太郎君） 以上で通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時29分 休憩）

（午後 0時29分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

明日3月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 0時30分 散会）